

## 日本獅子頭らんちゅう愛好会・会則

第 1 条 素晴らしいらんちゅうを残して下さった、宇野先生、宇田川先生の飼育理念を継承し、多くの方たちと力をあわせ、美しいらんちゅうの開発を推し進め、年に一度発表の場を設け、会員の皆様方と楽しい一時を楽しむ遊びの会とする。

第 2 条 第 1 条の趣旨が、日本金魚文化発展に貢献し、又会を通じての連帯意識の高まりから生じる活力をもって、地域社会の奉仕・発展に寄与する事を目的とする。

第 3 条 この会の事務所は、南澤らんちゅう園に置く。

第 4 条 本会は春の 2 歳魚会、秋の展覧会を催し、必要に応じ臨時大会を催すことが出来る。

第 5 条 本会は会長・会計・監査以外の役員を置かない。必要に応じて大会運営委員を指名する。指名者は会長とする。

第 6 条 本会入会希望者は、当会会員の推薦、夢らんちゅう HP からの入会、大会会場での入会、南澤らんちゅう園での申し込みとし、会費の納入を持って入会とする。

入会金 5,000 円（初年度のみ） 年会費 5,000 円

第 7 条 本会員は、如何なる理由で退会するも、既納会費と会に属する財産の返戻を要求する事を得ず。尚、会費 2 年以上の未納者は、自然退会したものと判断する。

第 8 条 会員で不徳行為のあった者、会則に違反したもの、分派的行動をとる者は除名する事もある。

- \* 会員所有魚に対して、魚に対する非難的な言動は慎むこと。
- \* 大会出展魚に対して、個人の魚であっても、大会代表者の許可なく触れる事は出来ない。閉会后、出展魚は大会代表者の承諾を得て受け取る事とする。
- \* 出展数は前もって申し込んだ匹数に限る。大会当日の出展、出展数の変更

は出来ない（但し減らす事は可能とするが変更なきように）

（承認条件の設定）

第 10 条 会員が地方において、新しい会の創立には事務局の承認を要する。

日本獅子頭らんちゅう愛好会 事務局 南澤らんちゅう園

**重要方針**

- ★ 繁栄をもたらす新たな会創立には、協力を惜しまない。
- ★ヘルペスウイルスの流入を防ぐ為にも、当会と同じ趣旨以外の会への出展魚と見なした時には、当会への出展を禁止するものとし、又当会に多大な被害をもたらした時には、弁償請求をします。
- ★ヘルペスウイルスに限らず、将来予想される新たな細菌、ウイルス対策に対して万全の体制を整えます。
- ★ 純粋な趣味者が安心して出展できる体制を作ることが、“素晴らしいらんちゅう”が集う大会とつながり、日本金魚文化繁栄の道を歩むと確信しています。